

2022年7月21日

内閣総理大臣 岸田 文雄殿
厚生労働大臣 後藤 茂之殿

長野県保険医協会
会長 宮沢 裕夫

新型コロナウイルス感染症対策に係る診療報酬上の臨時的取扱の継続及び
感染防止対策に係る診療報酬の評価を求める

現在、新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む)に対する診療報酬上の特例として、「二類感染症患者入院診療加算(外来診療・診療報酬上臨時的取扱)(250点)」及び「電話等による診療(新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱)(147点)」がありますが、これらの特例は7月31日をもって廃止される予定となっています。

しかし、7月に入り第7波の感染急拡大に歯止めがかからず、1日当たりの新規感染者数は各地で過去最高を更新しています。

こうした状況の下で、診療・検査医療機関における新型コロナウイルスの感染が疑われる患者の診療及び検査体制の確保及び重症化リスクの高い自宅・宿泊療養中の患者に対する健康観察等のために設けられた臨時的取り扱いは継続すべきです。

また、感染力が非常に高い変異株が広がる中で、全ての医療機関がしっかりとした感染対策をするための診療報酬上の評価も必要です。

つきましては、下記事項について緊急に要望します。

記

一、2022年8月以降も、二類感染症患者入院診療加算(外来診療・診療報酬上臨時的取扱)及び電話等による診療(新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱)の診療報酬上の臨時的取り扱いを継続すること

一、歯科を含む全ての医療機関に対して、基本診療料の引き上げなど、感染防止対策に係る診療報酬上の評価を行うこと

以上